

平成24年度第3回指定管理者選定評価委員会会議概要

- 1 対象施設 青森市油川市民センター
- 2 開催日時 平成24年10月9日(火) 9:58~10:52
- 3 開催場所 青森市役所第3庁舎1階会議室
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 工藤 清泰(市長公室理事)
副委員長 鈴木 裕司(総務部次長)
委員 増田 一(企画財政部次長)
委員 相馬 政人(市民生活部次長)
委員 池田 享誉(青森公立大学准教授)
委員 鈴木 彰夫(東北税理士会青森支部)
 - (2) 施設所管課(事務局) 中央市民センター 館長 今 牧彦
主幹 白取 範泰
 - (3) 制度所管課 市民政策課 参事 相馬 紳一郎
主幹 福島 清裕
主事 田中 浩司
- 5 欠席者 成田 一二三 委員(教育委員会事務局次長)
- 6 議題 油川市民センターに関する報告
- 7 会議概要

事務局より、油川市民センターの指定管理について、以下のとおり報告。

現在の指定管理者である青森市油川市民センター管理運営協議会へ応募の通知をしたが、9月19日付の文書で応募を辞退するとの通知があり、辞退の理由については、「当初想定し得ない労使紛争に係る経費負担等、協議会の存亡に係るトラブル等に対する支援が無ければ対応する経費の捻出が無理であるため。」であった。市としての対応案を考え、再度油川市民センター管理運営協議会に要請したいと考えている。

次に、油川市民センターの指定管理者への応募が、現在の指定管理者以外の団体からあり、この応募申請については、地区市民センター指定管理者候補者が非公募であるとの考え方に基づいて、応募の通知は油川市民センター管理運営協議会以外には行っていない状況であることから、棄却したいと考えている。

委員： 管理運営協議会以外の団体が応募書類を提出して、中央市民センターはこれを受領してしまったということなのですか。それと、その団体は応募書類を提出する権利なり、そういうものがあつたというふうに理解すればよろしいのか。

事務局： 受理につきましては、当初対応したときに非公募の基本的な考え方をお

話して、受け取ることはできないということで対応をしていましたが、この団体としては、どこにもそのようなことは書かれていないということで書類を置いていきました。その後、そういう形で置いていったものについては、一旦受理をして、その上で青森市行政手続条例に基づいて対応をきちんとしたほうがいいと関係部局から御指導いただき、21日付で受理しております。

それから、この団体がそれに適合するかにつきましては、こちらが期待している効果を出すためには、地元の全ての町会というコミュニティをベースにするということで、応募資格自体がありませんと口頭で説明しましたが、関係部局の御指示もいただき、行政手続法に基づいて、手続きをとって対応したいということです。

委員：そもそも非公募にしているという時点で、市の側からある団体に依頼をするわけですよね。そういう意味で、なぜ受けたのかというところに問題があるとは思いますが、置いていかれたならということもあるでしょうけれども。基本的に公募ならもちろん受け付けるけど、非公募なので、募集していませんということなのではないかなと思います。ただ、明文化していないものを理由にするのはまずいかなと。

委員：本来非公募というのが問題あるわけですよ。確かにこういうものが非公募になるっていう趣旨はいくらか理解はできるのですが、法律とか規定とかの存在目的からしたときに、いつまで非公募でいくのかと。

委員：普通の手順からすれば、非公募の場合は、まずこの団体に1回書いて出してもらって、それが満たなければもう1回案を練り直してもらって出してもらってというのをやると思いますが、それで結局管理できなさそうということになった事例はあるんですか。

市民政策課：ありません。

委員：初めてのケースですか。普通非公募なら、複数出てくることを想定していないわけですが、そこをどう扱うかを考えなければ。

市民政策課：指定管理者制度は原則公募になっているのですが、市の導入基本方針の中で、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的活動の促進といった効果が期待できる場合は、例外として地元住民団体に、公募によらずにいわゆる非公募でお願いできます、というふうな取り決めをしております。これは、あくまでも政策的な判断ということで御認識いただきたいと思います。それで、第1回、第2回の審議で、各市民センターの指定管理者の募集については非公募で、相手方については管理運営協議会ということをお諮りいただき、御了解いただき、その後、市長決裁をもって、各管理運営協議会を指定管理者候補者として特定して、応募書類の提出について通知しているわけです。そういう形で非公募ということが決まったなかで、

この団体が中央市民センターに行って応募要項をくださいと窓口に来て、それに対して中央市民センターは、本来これは管理運営協議会にしかお渡ししない資料なので、当初お断りしたのですが、参考としてお渡ししたところ、その中身を見て、応募できるんだと判断して、たびたび出しますよという連絡がきたと聞いております。それに対しては受け取れませんという回答をしたにもかかわらず、持参して置いていったという経緯と聞いております。以上申し上げたとおり、そもそも非公募でございますので、応募する権利があるのかということになれば、権利はないというふうに私もは思っております。ですが、置いていったものについては、受領せざるを得ないといった総務課の見解がございましたので、その取扱いについて選定評価委員会の皆様の御意見を聞いた上で、市としての判断をしたいというかたちで案件としてあげさせていただいたということでございます。

委員： 順番どおりに、まずは管理運営協議会に応募を依頼して、そこが辞退した場合にはもう1回出してもらうようにするか、緊急的に直営でやるっていう選択肢もあるかもしれませんが、代替でこの指定管理をやってくれる団体を探す、どうしてもなければ公募で探す、あるいは運営協議会のものと同じようなかたちで地元の町会の人達に、もう1回新しく請け負ってくれる団体をつくってもらえないかということで働きかけをして、応募してもらってそれを審査と。この団体には、制度の手順としてこういう流れになっていますと。そういうような対応はどうなんですか。

委員： 事務局としては、協議会があくまでやりませんと言ったときに、市が直接管理するのですか。

委員長： もう1回管理運営協議会にお願いしてみるということですよ。

事務局： それで駄目であれば、直営も視野に入れております。

委員： 制度的な話をすれば、公の施設については全て指定管理者制度にしなければならないというわけではないです。そういう意味で、公の施設の管理を指定管理者に管理させることができるという地方自治法の枠組みの中で、油川市民センターはいわゆる社会教育の場としての公民館的な地区センターということで設置してきた経緯があります。さっき事務局のほうで非公募としたのは政策的な判断というのがあったのですが、公の施設のうちの公民館的な社会教育の場としての市民センターという設置目的に鑑みて、地元の町会で作る団体におまかせしましょうと、言うなれば館の運営を含めてコミュニティづくりをしましょうと、そういう意味での政策的な判断だと思うわけです。そうなったときに、公募、非公募の是非というものがまた出てくると思うんですけども、現在は指定管理者制度ですけども、その直前までは公の施設の管理については、公共的団体、市が2分の1以上出資している団体とか公共的団体に管理をまかせることができると

いう制度ですときています。その公共的団体というものの中に、当時から町会が協議会をつくって地元で運営してきたという経緯もあります。さらに今回の指定管理者制度というものが、もう少し民間に門戸を広げましょうということで、制度を拡充してきた経緯があり、地元の町会が協議会というものを組織して地元の、言うなれば社会教育の場を運営していきましようというのが、昔からの歴史的な流れがある分野になります。

委員： そもそも、応募要項はその団体あてに渡しているものではないんですね。

委員： もう1回、事務局で検討しなおしたらいかがでしょうか。

市民政策課： 今回の審議につきましては、この団体の申請の対応方について、委員会のご意見を頂戴したいと考えております。

委員： 置いていかれたこの書類の団体をどうするか。審査して承認するような方向に行くのか。元々非公募の対象団体ではないので、審議できませんとするのか。

委員： 非公募でやるやり方が、規定上問題ないのであれば、非公募が優先だから、受け付けないというのが決まりで、受け付けたこと自体が間違いだったので、そこで終わりじゃないですか。

委員： 受け付けたので、却下なのか棄却なのか。内容を審査した上でだめという意味なら棄却なのですけども、内容審査に入る前に、そもそも応募できませんということで、却下ということになるかと。

委員： この場合は、受け付けること自体が法律的に可能なのかどうなのか。

市民政策課： 行政手続法の法令上、形式要件を満たしている場合は、申請書は必ず受理しなければならないことになっております。受理した後の審議をやるか否かの判断を今伺っているということです。

委員長： 我々が審査しなければいけなかったのは、油川市民センター管理運営協議会だったわけです。それ以外で来たとしても、1回目2回目の審議で承認したものとは別のものであるということの認識ではいかがでしょうか。

委員： 通常の審査は、資格の部分で事務局から報告があって終わりで、中身について審査していますよね。例えば応募資格で、滞納が無いこととかいうことの形式的な審査については、事務局が行って、問題ありませんという報告をいただいてから実質審査をやっていきますけれども、今話題になっている部分は、その形式審査部分だと思います。公募で無いのに来たということとか、例えば青森市に事務所が無ければだめですよといったのに、県外からの応募があったとすれば、受理するけれども資格が無いので却下という判断になるんですけども、このような形式的な部分については、ここで具体的にやるのではなくて、事務局のいわゆる入口審査的にやりますので、そういう意味でこれも事務局の方で却下でよろしいですかとい

う確認だけの話では。

委員： だから、審査は我々がやるけれども、形式審査と実質審査を分けて考えなければならない。ここはまず、形式審査ですよ。でも、受け付けたこと自体が法的にも有効であれば、ここでいう規定の応募資格と照らすしかないんですよ。応募資格のどこに反するから、受け付けたこと自体が問題あったんで、法律的な評価を与えて、棄却か却下するというふうな考え方に持っていかないと。

委員： 非公募であったとしても、受付が有効だという考えをするのであれば、非公募という条件は、当局がクリアしたということになるんですよ。

委員： 行政手続法とか行政手続条例上の話をすると、指定管理者の指定という行政処分という前提でとすれば、処分を求める申請があった時点で受け付けなければならない。いわゆる受理しなければならない。受理してくれないと、例えば処分取消訴訟とかで、その対象となる処分がないので、必ず受理すべきということが、行政手続法なり条例のそもそもの目的です。今回、指定管理者の申請が上がった時点で、預かりという扱いをしてしまうと、応募資格上おかしいんじゃないですかということで、相手方が争う場所さえ無くなるので、一度正式に受理した上で、資格が無いので却下するか、実質審査まで行って、内容が悪いので棄却するのかという選択肢になると思います。

委員： この場で審議してほしいという提案をするのであれば、一度差し戻しさせてもらって、もう少し事務レベルで法律的というか規定に対する評価を、事務局からこうではないかという案を具体的に説明していただきたい。

委員： 却下できるような状況なら却下するけれど、却下が出来ないのであれば、受け入れて審議した上で、どうするかは審議しだいとなるか、それぞれ根拠を出してもらった上になるかと。

委員長： それでは、もう一度事務局のほうで整理した上でということにしたいと思います。